

足立区労働報酬審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第12条第5項の規定に基づき、足立区労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(諮問)

第3条 区長は、条例第9条第2項の規定に基づき労働報酬下限額を定めようとするときは、審議会にこれを諮問する。

2 諮問は、審議会の調査、審議に必要な資料を添えて文書により行う。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(答申)

第5条 審議会は、諮問された案件の調査、審議を終えたときは、遅滞なく答申書を作成し、区長に提出することとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理をする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則（平成 25 年 11 月 15 日規則第 78 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例第 12 条第 3 項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、区長が招集する。